

【台風等強風時のトラック転覆事故の再発防止について】

・令和元年10月11日現在、大型で強い台風第19号が、日本列島に向けて接近しています。未だ記憶に新しいところですが、昨年9月4日、超大型台風第21号が四国地方や関西地方に上陸し、各地で甚大な被害をもたらしました。

・中部地方においても一部の地域が一時、この台風の暴風圏内にあり、特に、強風の影響により、トラックの転覆事故が相次いで発生しました。

・この際、中部運輸局管内の運送事業者等から情報提供があった転覆事故(13件)においては、幸い、第3者を巻き込んだ重大事故に至ったものではなく、トラック単独によるものでしたが、これら事故の情報を分析したところ、主な共通点として、
① 車両総重量8トン未満の中型のバン型車両に多く発生(11件)
② 橋の上や高架区間など吹きさらしの道路にて発生(7件)
という特徴が見受けられました。

・車両総重量が8トン未満の中型のバン型車両は、後輪が1軸であるなど足回りの重量が軽くできていることや、荷台が大きな箱状であることから横方向の風を受ける面積が大きく、さらに、大型の冷凍機を運転席の上部に備えていると重心が高くなることなどから、風の影響を受け易い構造であると言えます。特に、空荷の状態であると転覆する危険性が高まります。

・また、橋の上や高架区間などは、周囲に風を遮る物が少なく、車両の下方向から車両を吹き上げるような強い風が発生し得る環境にあることから、強風時は転覆事故等が発生する可能性が高い危険な場所であると言えます。

・このようなことから、貨物の運送事業者や運行管理者の方々におかれましては、道路や車両の特性等を踏まえて、暴風警報等が発令されている地域や強風時は、原則として運行を中断するなど慎重に判断し、やむを得ない場合は、危険回避のため建物の影など安全が確保される場所にトラックを一時的に避難させるよう指示するなど、転覆事故等の発生を未然に防止するため、引き続き適切な運行管理を実施するようお願いいたします。

(QRコード)



(URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/info/taifu-chui.pdf>)